

学校法人千葉明德学園 行動計画（女性活躍推進法）

教職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 管理職に占める女性労働者の比率を50%以上とする

<対策>

- ・ 令和8年5月 育児休業や介護休業制度に関する周知を実施する
- ・ 令和8年7月 教職員及び管理職の意識改革を推進し、職場環境の改善を行う

目標2 年次有給休暇の取得率の改善を図る。

取得義務である年次有給休暇5日間の消化を徹底する。

義務化されている5日間を超える年次有給休暇の取得を奨励する。

<対策>

- ・ 令和8年5月 昨年度の年次有給休暇の取得状況を管理職に提供する
- ・ 令和8年7月 月別の年次有給休暇取得状況を管理職に提供する
- ・ 令和8年9月 取得率の低い部門、個人には年次有給休暇の取得を奨励する

目標3 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度について周知する。

<対策>

- ・ 令和8年4月 育児休業相談窓口について周知を行う
- ・ 令和8年9月 全教職員を対象に制度に関する周知を行う